

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、仲南町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）ウリ谷中池地区）を行うことについて平成28年10月24日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成28年11月15日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成28年11月11日

香川県知事 浜 田 恵 造